

# 伊勢度会陸上競技協会規約

## 第1章 総 則

- 第1条 (名 称) 本協会は伊勢度会陸上競技協会と称する。
- 第2条 (事務局) 本協会の事務局は原則として理事長所在の地におく。
- 第3条 (目 的) 本協会は伊勢度会地区の陸上競技の健全な普及発達をはかり、スポーツ文化の進展に寄与すると共に会員相互の親睦をはかることを目的とする。
- 第4条 (事 業) 本協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 陸上競技に関する諸計画を立案実施し、その技術を研究指導すること。
  2. 伊勢度会陸上競技選手権大会、その他競技会、講習会を開催すること。
  3. 三重陸上競技協会に対し、伊勢度会地区を代表して加盟すること。
  4. 伊勢市体育協会に対し、陸上競技を代表して加盟すること。
  5. 陸上競技の記録を公認し、三重陸上競技協会に申請する。
  6. 公認審判員の養成と指導に関すること。
  7. その他、本協会の目的を達成するために必要な事業。

## 第2章 組織及び役員

- 第5条 (組 織) 本協会は伊勢度会地区における陸上競技関係諸団体及び、陸上競技愛好者で本協会を通して三重陸上競技協会に登記・登録をした者をもって組織する。
- 第6条 (役 員) 本協会に次の役員をおく。
- |             |              |             |
|-------------|--------------|-------------|
| 1. 会 長 1名   | 2. 副 会 長 若干名 | 3. 理 事 長 1名 |
| 4. 副理事長 若干名 | 5. 常任理事 若干名  | 6. 理 事 若干名  |
| 7. 監 事 2名   | 8. 専門委員 若干名  |             |
- 第7条 (役員の特任及び任務) 会長・副会長は理事会の承認を得て推薦する。
2. 会長は本協会を代表・統括する。
  3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。
- 第8条 理事長・副理事長は理事会の決議により選任する。
2. 理事長は本協会の事務局長として、本協会の一般事務の運営にあたる。
  3. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はこれを代行する。
- 第9条 常任理事は理事会の決議により選任し、理事長を補佐し、本協会の事務を執行する。また、専門委員を兼ねる。
- 第10条 理事は本協会構成員より選出し、本協会の重要事項を審議・決定する。
- 第11条 監事は理事会の決定により選任し、本協会の会計を監査する。
- 第12条 専門委員は理事長が推薦し、理事会の承認を得て決定する。
2. 専門委員は別に定められた専門事項について処理する。
- 第13条 (顧問及び参与) 本協会に顧問及び参与を置くことができる。
2. 顧問及び参与は会長が委嘱する。
  3. 顧問は重要事項について会長の諮問に応じる。
  4. 参与は会務に参与する。
- 第14条 (任 期) 役員任期は2カ年とする。但し再任を妨げない。

### 第3章 会 議

- 第15条 (会 議) 本協会は次の会を置く。
1. 総会
  2. 理事会
  3. 常任理事会
  4. 専門委員会
- 第16条 (総 会) 総会は毎年1回会長が招集する。但し、必要があるときは随時に招集することができる。
2. 総会は次の事項を決議する。
    - (1) 予算及び決算
    - (2) 規約の制定及び改廃
    - (3) 役員の変更
    - (4) その他重要な事項
- 第17条 (理事会) 理事会は会長・副会長及び理事をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。
2. 理事会は次の事項を決議する。
    - (1) 総会から委任された事項に関する事。
    - (2) 総会を招集するいとまのない緊急事項に関する事。
    - (3) その他必要な事項に関する事。
- 第18条 (常任理事会) 常任理事会は必要に応じて招集し、本協会の会務を審議・執行する。
- 第19条 (議 決) 会議の議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### 第4章 経 理

- 第20条 (経 費) 本協会の経費は登録料・補助金・交付金その他の収入をもって当てる。
- 第21条 (会計年度) 本協会の会計年度は、毎年4月に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

### 第5章 登 録

- 第22条 本協会関係者(団体・選手)は、毎年登録を行わなければならない。ただし、中学生以下の団体・選手はこの限りではない。
- 第23条 登録の有効期間は、当該年度内とする。
- 第24条 登録の要領については、毎年の要項に記載の通りとする。

### 第6章 表 彰

- 第25条 本協会に対し、長年功労のあった者に功労賞及び記念品を贈呈して、これを表彰する。
2. 前項の受賞者の選定は、理事会の決議によるものとし、功労賞は、同一の者に対しては、一度限りとする。
- 第26条 本協会の趣旨に賛同し、多大な財政的援助を行った者に感謝状を贈呈する。
2. 前項の受賞者は、会長、副会長及び理事長が選定し、理事会の承認を経るものとする。

## 第7章 奨 励

- 第27条 本協会の登録者で、次の各号に該当する者に対し、褒賞金を授与する。
- (1) 日本陸上競技選手権大会に出場する者。
  - (2) 全国高等学校陸上競技対校選手権大会に出場する者。
  - (3) 全日本中学校陸上競技選手権大会に出場する者。
2. 褒賞金額は1人五千元とする。

## 第8章 旅費規程

- 第28条 本協会の役員又は協会関係者が協会用務のため出張した場合は、旅費を支給する。
- 第29条 旅費とは、交通費、日当及び宿泊費をいう。
- 第30条 会議等の主催者から旅費等の支給があった場合は、本協会に旅費等を請求できないものとする。
- 第31条 旅費の支給額は、別表の通りとする。

## 第9章 附 則

- 第32条 本規約の条項は理事会において総数の3分の2以上出席し、その過半数の決議により変更できる。
- 第33条 本協会の施行について必要な事項に関しては、別に細則を定めることができる。
- 第34条 本規約は平成 8年4月1日から施行する。  
本規約は平成15年4月1日から施行する。  
本規約は平成19年4月1日から施行する。

別表

旅費等支給金額表

出張先	交通費	日当	備考
伊勢度会地区	1,000円	1,000円	
距離が片道30kmを越えるとき	1,500円	1,000円	高速道路を利用したときはその料金
距離が片道60kmを越えるとき	2,000円	1,000円	高速道路を利用したときはその料金

## 伊勢度会陸上競技協会専門委員会規約

- 第1条 (目的) この規約は本協会の規約第12条に基づき専門委員と委員会について定めることを目的とする。
- 第2条 (名称及び分掌事項) 専門委員会の名称及び分掌事項は別表の通りとする。
- 第3条 (組織) 専門委員会は委員長1名、副委員長1名、委員若干名で組織する。  
2. 委員長、副委員長は委員の互選により選出する。
- 第4条 (会議) 専門委員会の会議は委員長が招集する。
- 第5条 (職務) 委員長は専門委員会の事務を統理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 第6条 (附則) この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営について必要な事項は別に定める。
- 第7条 この規約は平成 8年4月1日から施行する。  
この規約は平成16年4月1日から施行する。  
この規約は平成20年4月1日から施行する。

### 別表

名 称	事 項
1. 総務・記録委員会	1. 登録・登記に関すること 2. 金銭の出納に関すること 3. 予算・決算に関すること 4. 記録の調査・整理に関すること 5. 公認記録の申請に関すること 6. 庶務に関すること 7. その他
2. 競技・審判委員会	1. 競技会の計画・立案に関すること 2. 競技会の準備運営に関すること 3. 競技会の審判に関すること 4. 競技規則の研究・公認審判員養成に関すること 5. 公認記録の申請に関すること 6. その他
3. 強化・普及委員会	1. 青少年競技者の育成と陸上競技の普及に関すること 2. 強化・普及活動の立案・実施に関すること 3. 代表選手の選考および指導に関すること 4. その他